

鹿児島労働基準監督署発表
令和6年12月6日

報道関係者 各位

令和6年12月6日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○ 副 署 長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

(電 話) 099-803-9641

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、株式会社吉丸組及び同社^{よしまるぐみ}工事部工事長を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年6月5日、鹿児島市卸本町の建築物解体工事現場において、地上から高さ23.5メートルの建築物屋上で作業員に煙突の解体作業等を行わせる際、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社吉丸組

所在地：鹿児島県鹿児島市玉里町

事業内容：解体工事業

(2) 工事部工事長 A

2 違反条文

被疑者株式会社吉丸組及び被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第2項（墜落による危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年6月5日、鹿児島市卸本町の建築物解体工事現場において、作業員 B が、高さ23.5メートルある建築物屋上で、当該建築物の解体作業等に従事し

ていたところ、当該屋上から墜落して死亡する災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者は、労働者に高さ2メートル以上の高所作業をさせる際には、その作業床の端や開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には手すり等を設けなければならないが、手すり等を設けることが著しく困難なとき等は、労働者に要求性能墜落制止用器具（安全帯）を使用させる等の措置を講じなければならないとされていますが、災害発生時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考事項

鹿児島労働局管内において、墜落・転落による死亡災害は、令和4年は発生しておりませんが、令和5年は7件と大幅に増加しました。

墜落・転落災害防止対策は、毎年の労働行政の重点対策の一つとして、継続的に周知指導を行っているところであり、本件災害のように、死亡災害につながる等の重大な違反に対しては、厳正な態度で臨むこととしています。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反した者
（第二号～第四号 略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用

器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。